

組合バッチ着用を理由にした全国4800名への処分弾劾！！

バッチは処分できても労働者の心は処分できない



87. 6. 19
No. 2580

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五・六（公衆）〇四七二（22）七二〇七

動労総連合ネクタイピンを 全組合員で着用しよう！

六月十五日、当局は、四八〇〇名の国鉄労働者に対し、組合バッチ着用を理由にした不当処分を発令した。

会社の中は独裁社会

小さなバッチひとつを着けることが処分の理由になろうとは？ これは、よくよく考えてみると大変なことである。背筋が寒くなるような事態である。JRの門を一步くぐれば、そこには憲法で保障された基本的人権も、思想・心情や表現の自由も労働者の団結権も一切適用しなくなるのである。〃会社の中は独裁社会〃これが今まかり通ろうとしているのが現実である。

民主主義の世の中だと思っている間に、会社の中では、労働組合など弾圧するのがあたりまえ、労働者が自由にものを言うなどもつてのほか、命令と服従が一切だ、と考える管理者どもがゴロゴロしているのだ。

もし、こんなデタラメにわれわれが屈服し、沈黙してしまおうとしたら、今度は、これが企業の門を越え、全社会でまかり通ることになる。われわれは、絶対に黙っているわけにはいかない。

バッチ処分は、団結権・労働組合 そのものの否定だ

そもそも当局は、襟や胸にちよこんとついた組合バッチがいったい何にさしさわるといのか？業務に支障がでるともいえるのか。お客に不快感をあたえらるるともいえるのか。理由など何ひとつありはしない。当局にとってはただひとつ。〃俺たちは絶対に屈しないぞ〃という動労千葉や国労組合員の団結力、組合員であることの誇りが気に入らないだけなのだ。

当局は、組合バッチが服装違反だという。いつ

たいどこにそんなことが決められているのか。そんなことはどこにも書かれてはいやしない。あきれはてたことに、その次には、勤務時間中の組合活動だという。バッチをつけることが勤務時間中の組合活動？ 当局は、勤務時間中は、〃俺は動

労千葉の組合員だ〃という気持ちすらもつてはいけないというのだ。法律に明記された労働者の団結権すら認めない！勤務時間中の組合活動だというのである。じょうだんじやない。当局がでたらめなことをやってのさばりかえるのは勝手である。しかし、支配者が恫喝や処分・弾圧で労働者の心まで支配できたためしはないのだ。動労革マルのような裏切り者をつくりだすことはできても、闘う気持ちを忘れぬ労働者の心にくじくことはできない。

誇りを忘れぬ労働者として生きぬこう

動労千葉の組合バッチは、そんじよそいらの組合バッチとは訳が違う。首をかけて二波のストライキをうちぬき、団結を守りとおした組合バッチだ。人を人とも思わぬ差別・選別！空然の首切り攻撃に耐えぬき、真正面から闘いぬいた気持ちで絶対に忘れはしない。動労千葉のバッチは、血を流しながら闘いぬいたわれわれの誇りだ。今後もわれわれは、誇りを忘れぬ労働者として、人間として闘いぬいていく。バッチは処分することができても労働者の心まで処分することはできぬ。全ての組合員の決意として、このことを銘記しよう。

国労中心に4830人処分 組合バッチ着用など理由

JR東日本は十日、組合バッチの着用や社章不着用などを理由に、国労組合員ら社員四千八百三十人に対し訓告、厳重注意の処分を発表した。全社員の約六割にのぼる。処分の内訳は訓告百十人、厳重注意四千六百二十人。就業

「組合を敵視」 国労が声明

JR東日本が、組合バッチの着用などを就業規則違反として国労組合員ら四千八百三十人を処分したことで国労東日本を敵視したことを国労東日本は十日、「組合の団結権を否認し、国労を敵視する暴挙だ。不当処分の撤回を要求して闘う」という抗議声明を発表した。国労本部も組合バッチ着用による処分は五月末にJR東海会社でも発令されているため、「今後、他社でも同様の処分が続き、夏季手当の査定対象にならなくなる」と懸念、労使の苦情処理会議で撤回を求めたり、全職場での時間外抗議集会の実施を各地方本部に指示した。今度の処分者四千八百三十人中四千八百二十六人が国労組合員で、国労本部は「国労を組んだ一方的な処分だ」（六本木委員長）と反発している。また、今月中旬以降発せられる関連企業への社員出向でも、事前通知の段階で国労組合員の比率が他組合より際立って高いため、国労は処分と出向問題両方の発令凍結を労働委員会に申し立てることを検討している。

(6月13日朝日)